

第4号



都城盆地土地改良区だより

●発行/都城盆地土地改良区
(平成25年1月発行)

〒885-0004 宮崎県都城市都北町5225番地5
TEL:(0986)36-6710 FAX:(0986)36-6740
E-mail:jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp



～木之川内ダム湖面に映る高千穂の峰～

貯水率 76% (1月1日現在)

目次

○理事長あいさつ	・・・2	○新役員の選任	・・・5
○維持管理組合について	・・・2	○賦課金について	・・・6
○第5回総代会	・・・3	○給水スタンドについて	・・・6
平成22年度収支決算		○給水栓の管理について	・・・7
平成24年度収支予算		○ダム見学案内	・・・7
○新総代のみなさん	・・・4	○組合員の皆様へ	・・・8
○新役員の選任	・・・5		

理事長あいさつ

組合員の皆様へ

都城盆地土地改良区

理事長 島田 孝一



新春の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当土地改良区の運営に特段のご協力ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行など構造的な課題に加え、TPP問題、経済や国際関係など様々な課題に直面しております。このような厳しい状況の中ではありますが、都城盆地の農業を新しい力のある農業に変えていき、我国の食糧供給基地として「持続的な安定した農業・希望ある明日の農業」へ変えていくためには、農業用水の地域資源の活用が是非とも必要であります。都城盆地土地改良区としては、県・市町の関係機関と、地域の特性を活かした新しい営農の発展に連携を深め努力してまいります。

現在、当土地改良区においては6地区(621ha)での農業用水が供給開始されており、受益地3,966haに対し、まだ小面積ではありますが、今後着実に面積の拡大を図りつつ、用水の安定管理に細心の注意を払い、組合員の要望にお応えする所存であります。

今後とも、組合員皆様のなお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。最後に、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りを申し上げます理事長挨拶といたします。

ご冥福をお祈り申し上げます

当土地改良区の前理事長 青木義春様が、平成24年5月14日ご逝去(享年74歳)されました。

青木前理事長におかれましては、当土地改良区の設立より多大なるご尽力をいただき、そのご功績を思うと改めて敬意と感謝の念に堪えません。役職員一同、一層気を引きしめて邁進したいと決意を新たにしているところです。

ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



青木前理事長 在りし日のお姿

維持管理組合について

除草作業の様子



県営事業が完了しダムの水が供用開始されている6地区において、維持管理組合を立ち上げています。

維持管理組合は、ファームポンド(水を貯めておくタンク)及び県営事業において整備された施設を土地改良区と相互に協力し、適切な維持管理を図ることを目的としています。

現在、主な活動として年に2回ファームポンド周辺の除草作業、漏水事故の初期対応、盗水防止の為に巡回等を行っています。



ファームポンド

第5回総代会を開催

平成24年3月29日（木）午後1時30分より総代員定数75名中61名の出席を得て、第5回総代会が開催されました。

島田副理事長の開会宣言に続き、青木理事長による挨拶、来賓の土屋秀二北諸県農林振興局長、長峯誠都城市長より祝辞を賜り、議長に第3区（都城市高城町）の七日市軍太郎総代を選出して議事に入りました。

提出した10議案について慎重に審議され、全て原案のとおり可決されました。

（※役職等は平成24年3月現在）

議決事項

- 議案第1号 平成22年度事業報告及び収入支出決算並びに財産目録の承認について（監査報告）
- 議案第2号 平成23年度一般会計収入支出補正予算の承認について
- 議案第3号 会計細則の一部変更について
- 議案第4号 平成24年度事業計画について
- 議案第5号 平成24年度賦課金及び徴収方法について
- 議案第6号 平成24年度給水スタンド使用料について
- 議案第7号 平成24年度役員報酬について
- 議案第8号 平成24年度一般会計収入支出予算並びに特別会計収入支出予算について
- 議案第9号 平成24年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 議案第10号 役員選任について



第5回通常総代会の様子

平成22年度収支決算

■一般会計収支決算

（単位：円）

収入の部			支出の部		
項目	決算額	付記	項目	決算額	付記
1.組合費	0	賦課金	1.会議費	2,360,644	総代会費、役員会費
2.受託費	39,375,000	国営事業、操作委託事業等	2.総務費	11,254,459	事務費等
3.補助金	0		3.管理費	25,313,902	施設管理費、操作体制整備事業等
4.雑収入	155,209	預金利息等	4.備荒積立金	655,000	特別会計へ繰出
5.繰入金	32,400	国営事業補償金特別会計	5.予備費	0	
6.借入金	0				
7.繰越金	613,907	前年度繰越金			
計	40,176,516		計	39,584,005	

※差引残高 592,511円（平成23年度会計へ繰越）

平成24年度収支予算

■一般会計収支予算

（単位：円）

収入の部			支出の部		
項目	予算額	付記	項目	予算額	付記
1.組合費	3,070,000	組合費、水利費	1.事務費	12,238,000	職員給料、役員会費、総代会費等
2.使用料	942,000	スタンド・他目的使用料	2.管理費	47,563,000	施設管理費、基幹水利施設管理費
3.負担金及び補助金	15,048,000	運営負担金、管理体制整備費等	3.財産費	1,079,000	退職引当金、備荒積立金
4.受託費	41,893,000	管理委託事業、基幹施設管理事業等	4.予備費	200,000	
5.雑収入	124,000	督促手数料、延滞金、預金利息等			
6.繰入金	1,000				
7.借入金	1,000				
8.繰越金	1,000				
計	61,080,000		計	61,080,000	

新総代のみなさん

都城盆地土地改良区の総代選挙が、平成24年2月25日に執行され、次のとおり75人の総代が無投票で当選されました。

地区の代表である総代のみなさんには、畑地かんがい事業の推進と都城盆地土地改良区の最高議決機関として運営に携わっていただきます。

《任期：平成24年2月25日～平成28年2月24日》

都城盆地土地改良区総代名簿

選挙区 (定数)	氏名	住所	選挙区 (定数)	氏名	住所	選挙区 (定数)	氏名	住所
第1区 都城市（山之口町・高城町・山田町・高崎町を除く区域） (36)	中原 光行	下長飯町	(同左)	栗山 篤	安久町	第4区 都城市山田町 (10)	高原 健二	山田町山田
	鈴木 定春	上長飯町		高野 嵩	安久町		中原 長幸	山田町山田
	相葉 雄三	下長飯町		松下 良彦	豊満町		南崎 親則	山田町山田
	坂元 良全	今町		石井 拓郎	安久町		福田 和弘	山田町山田
	高橋 武美	今町		川邊 典生	庄内町		戸越 和徳	山田町山田
	大石 明	蓑原町		前畑 芳秀	関之尾町		溝口 修	山田町山田
	蓑原 孝	横市町		中島 正己	乙房町		有田 正利	山田町山田
	柿並 博志	都島町		益留 政信	乙房町		福森 幸二	山田町山田
	横山 忠弘	今町		大久保 義広	乙房町		石原 文雄	山田町山田
	野口 岡太郎	郡元町		花吉 隆文	乙房町		村岡 博光	山田町山田
	小杉 康夫	高木町	村永 勇一	菓子野町	柿木 年春	高崎町大牟田		
	平川 福男	金田町	田中 武彦	山之口町山之口	中津 辰生	高崎町大牟田		
	桑畑 昭三	上水流町	下西 淳夫	山之口町富吉	鍋西 忠二	高崎町大牟田		
	重富 保	下水流町	中村 春雄	山之口町花木	西村 岩男	高崎町大牟田		
	長友 昭治	上水流町	平山 保	高城町大井手	迫田 澄雄	高崎町江平		
	横山 信幸	野々美谷町	安樂 國利	高城町桜木	的場 辰男	高崎町江平		
	野崎 武博	丸谷町	西川 一美	高城町桜木	中村 年信	高崎町江平		
	金丸 重明	丸谷町	七日市 軍太郎	高城町穂満坊	松下 道憲	高崎町江平		
	福重 敏郎	岩満町	安藤 武	高城町穂満坊	第6区 北諸県郡三股町 (7)	内村 充	三股町大字蓼池	
永井 民雄	梅北町	清水 安次	高城町石山	小林 徳明		三股町大字餅原		
岡留 通	梅北町	飯盛 茂	高城町石山	和田 博見		三股町大字宮村		
伊鹿倉 正己	梅北町	富吉 次男	高城町石山	鈴木 治明		三股町大字長田		
恒吉 重信	梅北町	竹下 正秋	高城町有水	中内 春雄		三股町大字榊山		
川崎 勝海	梅北町	佐多 健男	高城町有水	尾崎 幸男		三股町大字榊山		
小野田 勉	梅北町	福島 裕	高城町有水	政野 知和		三股町大字榊山		
第2区 都城市山之口町 (3)			第3区 都城市高城町 (11)					

(……新任 ほかは再任)

(※順不同、常用漢字を使用しております)

新役員の選任

第5回総代会において、次のとおり新役員が満場一致で選任されました。また、4月13日に開催された理事会において、島田理事が理事長に互選されました。

選任された理事及び監事は、外部に対して土地改良区を代表するとともに、執行機関として総代会の意思決定に従って職務を執行することとなります。

《任期：平成24年3月30日～平成28年3月29日》

都城盆地土地改良区理事・監事名簿

平成25年1月1日現在

職名	被選任区	定数	氏名	住所	備考
理事	第1被選任区 都城市 (山之口町、高城町、山田町、高崎町を除く区域)	9	廣畑 勝美	都城市野々美谷町	副理事長
			榮福 志摩雄	都城市大岩田町	
			椎屋 孝一	都城市今町	
			上池 利男	都城市太郎坊町	
			山下 美智夫	都城市野々美谷町	
			梶 良作	都城市梅北町	
			山下 博三	都城市安久町	
			菓子野 清弘	都城市菓子野町	
			欠員		
	第2被選任区 都城市山之口町	1	當瀬 利盛	都城市山之口町山之口	
	第3被選任区 都城市高城町	3	永吉 將暉	都城市高城町有水	
			野元 久男	都城市高城町穂満坊	
			櫻木 一弘	都城市高城町桜木	
	第4被選任区 都城市山田町	3	島田 孝一	都城市山田町山田	理事長
			藤井 和也	都城市山田町山田	
			戸越 弘美	都城市山田町山田	
	第5被選任区 都城市高崎町	2	平原 義夫	都城市高崎町大牟田	
			関 節男	都城市高崎町江平	
	第6被選任区 北諸県郡三股町	2	石坂 正行	三股町大字樺山	副理事長
野口 英治			三股町大字蓼池		
全 域 組合員外	2	木佐貴 辰生	三股町五本松1番地1	三股町長	
		欠員			
監 事	全 域	2	穂之上 満	都城市下水流町	総括監事
			宮田 廣一	三股町大字長田	
	全 域 組合員外	1	南 佐登志	都城市上長飯町	

(……新任 ほかは再任)

(※順不同、常用漢字を使用しております)

賦課金について

組合費

10aあたり年間100円

ただし、1組合員に対し合算して10a未満の組合費については、100円とする。

※**組合費**は、水利用が可能となった地区を対象に**組合員全員に賦課**されます。
水利用の有無、給水栓の有無、畑かん工事への同意の有無にかかわらず発生します。（土地改良法第36条）

※組合費は原則として畑の所有者に納めていただきます。

水利費

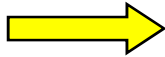
種 別	10aあたり年間	備考
普通畑	2,500円	
ハウス	加温機有	21,000円 <small>平成23年度～25年度 までは15,000円とする</small>
	加温機無	12,000円
	その他	6,000円 <small>雨よけハウス・育苗施設</small>
茶	防霜有	11,000円
	防霜無	6,000円

※**水利費**は、水利用が可能となった地区を対象に『**水を使った場合のみ**』賦課されます。

※水の利用については使用開始前に必ずご連絡下さい。
無断での水利用は組合員の方でも盗水となりますので
ご注意ください。

◎賦課金の納入には便利な口座振替をご利用ください。

口座振替ができる金融機関は



※口座振替をご利用頂ければ
手数料はかかりません。

- ★JA都城
- ★宮崎銀行
- ★ゆうちょ銀行（郵便局）

口座振替についてご不明な点がございましたら、当土地改良区までご連絡下さい。

給水スタンドについて

国営関連事業が完了していない受益地区について、暫定的に給水を可能とするため給水スタンドが、コイン式11ヶ所、鍵式3ヶ所設置してあります。

科目	種 別	金 額	備 考	
使用料	鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ操作による
		法人	30,000円	バルブ操作による
	コイン式 (1枚あたり)	大コイン	100円	500ℓ給水
		小コイン	50円	250ℓ給水



コイン式
給水スタンド

※コインの販売は当土地改良区事務所で行っています。
鍵式の給水スタンドをご利用されたい方は土地改良区までご連絡下さい。

ご注意を！

専用コインを使用し、変形したコインや汚れたコインを投入しないで下さい。
共同利用施設ですので、**使用者が責任を持って後片付けを行って下さい。**
かん水や防除などの用水としてお使い下さい。（生活用水等の使用はできません。）
施設内での洗車等は禁止します。

給水栓の管理について

★給水栓の適切な利用・管理をお願いします！

給水栓は受益者が直接操作するものです。
適切な利用・管理をお願いします。

- ・給水栓の開閉はゆっくり行って下さい。
- ・使用しない時は必ずバルブをしっかりと閉め、給水マスの蓋をかぶせて下さい。
- ・**不用意な取り扱いにより施設を破損させてしまった場合は、全額個人負担での復旧となります。**

※トラクターのひっかけによる漏水事故(給水栓破損)が度々起きています。
修理をするまでの間、同じパイプライン上の畑では水利用ができなくなり迷惑をかけることとなります。

このような事故を防ぐ為にも、給水栓の位置が分かるように目印となるような物を立てておく等の工夫をしていただくようご協力をお願いします。

- ・長時間のかけ流しは絶対行わないで下さい。
(ダムの水は無限ではありません。)
- ・未申請の畑での水利用は盗水となりますのでご注意ください。
盗水が発覚した場合は、違反者に対し当該年度分の水利費を請求いたします。(申請された畑以外での水利用も盗水となります。)
- ※申請された畑には許可標を設置しています。(右写真)



トラクターによる給水栓破損



水利用許可標

忘れていませんか!?

- ・水を利用する前には必ず『**畑地かんがい給水開始申込書**』を提出して下さい。
- ・水利用の申請をされた畑について、利用を休止される方は、『**畑地かんがい給水休止届出書**』を提出して下さい。
提出がない場合は水利費の賦課を継続いたします。

ダムを見に来ませんか!



畑地かんがい事業の基幹施設である木之川内ダムを見に来ませんか?畑地かんがい事業を肌で感じる良い機会となるはずです。

自由にダム見学できますが、説明及び案内等希望される方は事前に当土地改良区にご連絡ください。(担当の者がご案内致します。)

都城盆地農業の明るい未来を予感させるダムの雄大な景観は、霧島連山や木々の彩と相まって、一見の価値ありです!

注意!

特定外来魚を放流してはいけません
ダム湖内での魚釣りは禁止です
空き缶やゴミを捨てないで下さい

組合員の皆様へ

水を利用するとき

◎水を利用したい方は使用開始前に必ずご連絡下さい。

水を利用する前に畑地かんがい給水開始申込書を提出していただきます。
その際に畑の地番、面積等を記入をしていただきます。
無断での水利用は組合員の方でも盗水となりますのでご注意ください。

提出書類
畑地かんがい
給水開始申込書

農地の移動や組合員の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の異動
- 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- 住所の変更

このような時は、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。（土地改良法第43条第1項）

提出書類
組合員資格
得喪通知書

法務局や都城市・三股町、農業委員会への届出だけでは都城盆地土地改良区の台帳は変更されません。

ご注意を！！

土地改良区地区内の農地を取得される時、その土地に滞納賦課金があるまま取得されると土地改良法第42条（権利義務の継承）の規程により、新しく取得された方に滞納賦課金の納付義務が課せられることとなりますので農地取得の際はご注意ください。

地区除外決済金について

都城盆地土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外を行うには、転用届出をする旨の連絡を土地改良区にしなければなりません。

また、転用許可がでた場合には、過去賦課金の未納金の一括清算と地区除外決済金を納めなければなりません。

ご意見、お問い合わせ等は・・・

 都城盆地土地改良区

〒885-0004

宮崎県都城市都北町5225番地5

TEL：(0986) 36-6710

FAX：(0986) 36-6740

E-mail：jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL：http://www6.ocn.ne.jp/~mbonchi/

